

理事のことば

## 悪しき隣人にならないために 宮崎 裕子



最近、日本では司法改革とか法曹人口の拡大をめざす動きが激しくなってきました。私は、弁護士として主として国際的な企業法務（当事者の中に外国企業が含まれているとか取引の舞台が日本国内にとどまらない等、何らかの意味で国際的な要素を含むような、企業間の人・物・サービスに関する取引、企業の買収・合併・提携などに関する取引等。）に携わってきましたが、この分野においては、特に専門性の高い法律家の不足が日本では年々深刻になっているというのが実情です。

国際的企業法務分野において、「専門性の高い」という言葉には、実は二つの意味がこめられているように思います。その第一は、言うまでもなく、例えば、会社法、独占禁止法、各種金融関連法、特許等の知的財産権関連法、労働法、税法など国際的な企業間取引に関わる各種の法分野の専門的知識があり、経験が豊富であるという意味です。

第二は、仕事の中で接することになる外国の法文化やビジネス文化と偏見や思い込みなく対応し、交渉することができるという意味です。後者の意味の専門性を別の言葉で表現すると、異文化に対するあくなき好奇心と、その好奇心を駆使して得た情報を偏見・思い込みなく理解する能力、及び日本の法律家として当方の主張を相手に的確に伝える能力ということになると思います。このような能力を専門性という言葉で表現するのは必ずしも適切ではないのかもしれませんが、これをあえて専門性という言葉の中に読み込むと言ったのは、そのような能力というのは、多分に後天的な環境と教育とに負うところが大きいと思うからに他なりません。

私達のような国際的企業法務を扱う弁護士の仕事の土俵はあくまでも「法」の世界ですから、上記のような意味での第二の専門性は、常に第一の意味での専門性に支えられている必要があることは言うまでもありませんが、ここで重要なことは、己（即ち、日本の法制度やビジネス文化）をよく知らなければ相手（即ち、外国の法制度やビジネス文化）をよく知り、己にとっても相手にとっても納得できるような契約を作り、あるいは紛争解決の糸口を見つけることはできない、ということです。

もう16年以上も前になりますが、私は米国のワシントン DC にある世界銀行の法務部に在籍していたことがあります。世界銀行には、様々な国の出身者がおり、生まれてからこのかた外国人の知り合いといえばアメリカ人が、せいぜいヨーロッパの主要先進国の人しかいなかった私にとっては、最初は玉手箱の中にはいったような不思議な感覚でした。中でも、ほぼ同時期に世界銀行に入行した仲間であったガーナ出身の女性のローヤー（彼女はイギリスで法学教育を受けていました。）とは同世代ということもあって親しくなりました。あるホームパーティーで彼女と話していた際、「アメリカ人にはときどき怒りをおぼえることがある。なぜなら彼等はアフリカの歴史をなにも知らないくせにいろいろ言いたがるからだ。」という発言を聞いたときには、自分もアフリカの歴史など少しも知らないと思ったとたんに酔いがさめるほどのショックを受けた記憶があります。確かそのときには、「日本人だって、ほとんどの人はアフリカの歴史など知らないと思うけど・・・」と言ったところ、「知らないと言うことを自覚して、関心を持ってくれればいいのよね。」と言われてちょっと平静を取り戻したのでした。

情報通信革命が進行するにつれ、企業法務の世界でも、日々「国」の存在を無視するかのようになっていく現象をどのように考えるべきかという問題に直面しています。本来属地的であるという宿命を負っている「法律」ではありますが、これを「国」を超えて extraterritorial に適用しようという動きも法分野によっては（特に米国などでは）顕著になってきました。各国の法律実務家がボーダーレス化する社会現象の中で果たすべき役割の一つは、国際的に認められた普遍的な原則の一つである「法の支配」の伝導者・実現者となることであり、それが法律実務家としての国際交流のための貢献の在り方の一つであろうと思うのですが、よき伝導者・実現者であるためには、今後、自国の制度や実務をよく知り、他国の制度や実務をよく知ることがますます重要になるだろうと思うこの頃です。

（長島・大野・常松法律事務所パートナー）